

○大町市議会基本条例

平成22年10月 1日条例第25号
改正 平成24年12月21日条例第38号
改正 平成25年 3月 1日条例第 3号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の活動原則（第4条—第6条）
- 第3章 議員の活動原則（第7条—第10条）
- 第4章 市民と議会との関係（第11条—第14条）
- 第5章 議会と市長等との関係（第15条—第17条）
- 第6章 議会運営（第18条—第20条）
- 第7章 議会の体制整備（第21条—第23条）
- 第8章 補則（第24条・第25条）

附則

近年、国から地方へ権限委譲が進み、地方自治体は自主的な決定と責任の範囲が拡大している中で、地方議会が果たすべき役割はますます大きくなっている。

このような中、市民が市長及び市議会の議員を直接選挙するという二元代表制の趣旨を踏まえ、議会は市長その他の執行機関と相互の抑制と均衡を図りながら、自治体の自立と高度多様化する市民要望を市政に反映するために自己改革に取り組まなくてはならない。

そもそも議会は、独任制の市長とは異なり、様々な立場にある市民の多様な意見を代表できる合議機関としての特性をもっている。その特性を最大限活かせるように、公の場で自由かつ達に議論をし、政策の論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって適切な政策を決定するとともに、執行機関の監視、政策提言や政策立案を積極的に行う必要がある。また議決責任を深く認識し、審議過程の明確化を図り、決定されたことを広く市民に知らせる責務を有する。

このような認識のもと、本市議会は、一問一答制の導入や、インターネット配信など、開かれた議会を目指して改革に取り組んできた。これまでの議会改革を更に進め、市民に信頼され、市民とともに歩む議会を目指し、市民福祉の向上とゆたかなまちづくりの実現に寄与するため不断の努力をここに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、大町市議会（以下「議会」という。）の基本理念及び活動原則、大町市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則、市民と議会との関係、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と議会の関係、議会運営その他議会に関する基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思を

市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくり、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指すものとする。

(最高規範)

第3条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

第2章 議会の活動原則

(議会の責務)

第4条 議会は、次に掲げる事項に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民を代表する唯一の議決機関であることを自覚し、適切な判断と責任ある活動を行い、透明性、公平性、信頼性が高まるよう、開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 多様な市民要望を市政に反映できるよう、常に市民本位で自由な討議により、政策等の論点、争点を明らかにした上で、意見集約を図ること。
- (3) 市長等及びその補助機関の事務について監視及び評価機能を高めるとともに、政策立案、政策提言を積極的に行うこと。
- (4) 市民に身近な議会とするために、わかりやすい言葉の使用や工夫を凝らした議会運営に努めるなど、市民とともに歩む議会を目指し、常に議会改革に取り組むこと。

(議決責任)

第5条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、自治体として意思決定又は政策決定に係る議決をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

(災害時の対応)

第6条 議会は、大規模災害が発生し、大町市災害対策本部（大町市災害対策本部条例（昭和39年条例第16号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するとともに、議会としての的確かつ迅速な対応を図るものとする。

第3章 議員の活動原則

(議員の責務)

第7条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる事項に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会は、言論の場であること及び合議機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見の把握に努めるとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者にふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民の負託にこたえるため、高い倫理的義務が課せられていること

を自覚し、市民の代表として良心と責任感を持って、議員の品格を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(会派)

第9条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定に関し、合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第10条 議員は、大町市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)の規定に基づき、交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努めるとともに、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

第4章 市民と議会との関係

(市民との関係)

第11条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、請願を市民による政策提言と位置付けるとともに、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の審査に当たって必要があると認めるときは、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条、法第109条の2、法第110条及び法第115条の2の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(情報の公開)

第12条 議会は、本会議、常任委員会のほか、すべての会議を原則公開とする。

2 議会は、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

(意見交換会)

第13条 議会は、市民の意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に活かし、市民参加推進のために、市民との意見交換会を少なくとも年1回開催するものとする。

2 議会は、市民から意見交換会開催の要望があったときは、これに応じるものとする。

(附属機関)

第14条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する附属機関を設置することができる。

第5章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第15条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

2 本会議及び委員会における質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 政策等の執行責任を有する市長等及びその補助職員は、本会議及び委員会におい

て、議長又は委員長の許可を得て、議員の提言及び質疑等に関し、論点及び争点を明確にするための発言をすることができる。

(政策等の形成過程の説明)

第16条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯及び関係法令等
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の効果及びコスト

(政策立案等)

第17条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会運営

(自由討議)

第18条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、委員会において、議案の審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて自由討議の時間を設けるものとする。

(委員会活動)

第19条 常任委員会及び特別委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(政策調整委員会)

第20条 議会は、市民の意見を市政に反映させるための政策形成過程の一つである意見交換会の開催、市民意見の集約及び仕分け等を行い、政策立案及び政策提言を推進するために、議員で構成する政策調整委員会を設置する。

第7章 議会の体制整備

(議員研修)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の充実)

第22条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実強化及び体制の整備に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究及び市民による利用の推進のために、議会図書室機能の充実強化に努めるものとする。

第8章 補則

(検証及び見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月1日条例第3号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。